

医薬ライセンシング協会会則

- 第1条 名称 本会は医薬ライセンシング協会（JAPAN PHARMACEUTICAL LICENSING ASSOCIATION 略称：JPLA）とする。
- 第2条 目的 本会は製薬業界における新薬の協同研究開発、ライセンシング等の業務の経験と知識の交換を行うことにより、より一層の能力の向上と知識の増進をはかり、あわせて会員相互の親睦を目的とする。
- 第3条 会員 本会の会員は本会の目的に賛同する製薬企業、または団体、もしくはその構成員とする。なお、会員としてふさわしくないと判断される者について、幹事会はそれを拒むことができる。
- 第4条 幹事 本会は会員より若干名を選び幹事とし、会の企画運営を行う。幹事は所属企業のライセンシング担当責任者、あるいはそれに準ずるもの、および幹事会で推薦されたものとし、任期は2年(その後一年間、二度の再選可)とする。
- 第5条 幹事会 幹事会は例会当日、または随時召集する。
- 第6条 例会 年間4回程度、例会を開催する。例会は講演会と懇親会で構成する。講演会は医学、薬学、ビジネス、法律などの各分野から国内外の識者を招請し行う。
- 第7条 会費 本会の会費は例会ごとに出席者一人につき原則7000円とする。会費は幹事会の議決を経て改定することができる。
- 第8条 運営細則 本会の運営に必要な細則は、幹事会の議決を経てこれを定める。
- 第9条 事務局 本会は事務局を、中央区日本橋本町3-1-1-5株式会社リブラメディシーナ内におき、会務を委託する。

2018年4月27日幹事会改定

附則

第9条の事務局所在地を変更。2018年8月10日より施行する。

以上